### 第193回電気通信紛争処理委員会

### 1 日時

令和元年7月30日(火)13時30分から14時50分

### 2 場所

第1特別会議室(総務省8階)

- 3 出席者(敬称略)
  - (1)委員

中山 隆夫(委員長)、荒川 薫(委員長代理)、平沢 郁子、山本 和彦(以上4名)

(2)特別委員

青柳 由香、小塚 荘一郎、眞田 幸俊、矢入 郁子、葭葉 裕子、 若林 和子(以上6名)

(3)総務省総合通信基盤局事業政策課 山碕 良志

(4)事務局

事務局長 奈良 俊哉、参事官 和久屋 聡、紛争処理調査官 蒲生 孝上席調査専門官 田中 一生、上席調査専門官 瀬島 千恵子、上席調査専門官 岩崎 未希子

## 4 議題

- (1)電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会中間報告書(案)について【公開】
- (2)諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理制度等について【公開】
- 5 審議内容

# (1) 開会

【中山委員長】 それでは、時間もまいりましたので、ただいまから第193回電気通信 紛争処理委員会を開催いたします。 本日は、委員4名が出席されていますので、定足数を満たしております。また、現時 点で、特別委員5名の出席をいただいております。

議事に入ります前に、この夏の事務局の人事異動により、山﨑事務局長、渡辺参事官がそれぞれ異動され、新たに奈良事務局長、和久屋参事官が就任されました。お 二人にここで一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。

【奈良事務局長】 このたび事務局長を拝命いたしました、奈良でございます。微力ながら尽力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【和久屋参事官】 同じく参事官を拝命いたしました和久屋でございます。よろしくお願いします。

# (2) 議題 1:電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会中間報告書(案)について【公開】

【中山委員長】 それでは、議事に入ります。

本日は公開の議事となっております。

初めに、議題1、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会中間報告書(案)について、総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課、山碕課長から御説明をいただきます。

山碕課長には、本日はお忙しい中御出席をいただき、誠にありがとうございます。それでは、よろしくお願い申し上げます。

【山碕事業政策課長】 今、御紹介いただきました、事業政策課の山碕といいます。 今日はよろしくお願いいたします。

資料193—1に従いまして、今、情報通信審議会で議論いただいております、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証、この中間答申案について御説明をいたします。

この検証作業は、ネットワーク仮想化、5Gといった技術の革新、グローバル化の進展など市場の変化、我が国の社会構造の変化など、相互に関連する変化や課題を踏まえ、新たに電気通信事業分野の政策について包括的に検討する必要があるということで昨年の8月の諮問以降、情報通信審議会で議論をいただいているものです。

これまでの検討結果を一旦取りまとめて、5月28日に行われました電気通信事業政策部会で、中間答申案として了承され、意見募集の手続をとったところでございます。た

またまでございますが、明日この部会が開かれますので、報告をして、その後、総会で 中間答申を頂く、そういう運びになってございます。

まず、中間報告書の構成でございます。第1部総論で2030年を見据えたネットワークビジョンとしまして、検討の背景、環境変化、2030年を見据えたネットワークビジョン、これを踏まえた電気通信事業政策の在り方をまとめてございます。

第2部は、第1章から第6章までが個別の政策課題、第7章が、この包括的検証の 1つの契機となりました2015年の電気通信事業法等改正法の施行状況についての 整理、最後に第3部、終わりにということで、今後の取組、中間答申以降の取組につい て提言をまとめてございます。

3ページをお開きください。まず、第1部、総論のネットワークビジョンについて御説明をいたします。最初は、この諮問の背景、重複するところもございますが、情報通信を取り巻く構造変化及び課題の整理でございます。上から4つ、ソリューション、プラットフォーム、ネットワーク、ユーザ・端末という、4レイヤ、層に従って課題をまとめたものでございます。これは、この答申案全体を通じまして、この後もレイヤという言葉が出てまいりますので御留意いただければと思います。

まず、一番上のソリューション、社会的課題の解決ということで、人口減少や過疎化といった我が国が直面する社会的課題の解決、また持続的な経済成長の実現のため、ICTの更なる活用が不可欠となっているという問題認識が1点。2番目にプラットフォームの関係で、海外のプラットフォーム事業者の影響力が近年急激に拡大してきておりますが、それにまつわる利用者利益の確保が必要となっている点。3番目が固定・移動通信市場の融合など、ネットワーク構造が大きく変化している点。4番目が利用者に近いところです。ユーザ・端末などに関して、サービスが高度化・多様化などする一方で、通信料金が高止まりし、選択肢の十分な確保がなされていないのではないかという問題点が指摘されたところでございます。

こうした社会、市場、技術の構造変化・課題に対応するため、2030年ごろの社会イメージを見据えて、電気通信事業分野における新たな政策についての総合的な検討を行うこととしたものでございます。

4ページをお開きください。この包括的検証作業の検討体制でございます。真ん中に情報通信審議会の中に、常設でございます電気通信事業政策部会、この下に特別委員会、この包括的検証を行う特別委員会を設置いたしまして、ネットワークビジョン、

それから基盤整備、言ってみれば、総論的な2つの課題について議論いただくとともに、右側、それ以外のプラットフォームサービス、ネットワーク中立性、モバイル市場の競争環境、あるいは左側の消費者保護ルール、こうした個別の課題についてそれぞれ研究会、ワーキンググループを設けて検討をいただいております。

今回の中間答申案は、これらの研究会、4つありますが、この研究会の中間報告を 特別委員会に集約した上で特別委員会の検討結果とあわせて取りまとめたものでござ います。

5ページをお開きください。ここから内容に入ります。まず、ネットワークビジョンと取り組むべき主な方向性でございます。2030年を見据えたネットワークビジョンというのが左側にございます。真ん中と右側に環境変化、取り組むべき主な方向性とまとめてございます。それぞれがレイヤごとに記述してございまして、左から右の順番に御説明をいたします。

まず、ネットワークビジョンについてでございますが、大きな横の矢印と縦の矢印がご ざいます。全体としてこの情報通信ネットワークに関しては今後、レイヤ内の水平連携 をレイヤ間の垂直連携が進展するというのが全体的な方向性として考えていることでご ざいます。

上からまいりますと、まず、コンテンツ・プラットフォームレイヤ、こうしたレイヤにおきましては、今後データの流通、利活用が一層進展しまして、特に電子商取引、交通、医療、農業、生産現場といった幅広いサービス分野におきまして、サービス横断的に情報連携が行われ、新たな価値の創造、社会的課題の解決が図られることが期待されます。

特に、このプラットフォームレイヤを中心にサービスを提供するプラットフォームサービスは、データの流通や利活用、情報の連携において一層重要な役割を担うということが考えられております。

次に、そのすぐ下の仮想化レイヤ、あるいは物理レイヤといわれるところでございますが、今後の技術革新によりまして、多様なニーズに対応して、ネットワークの構築や運用を最適化させる、そうした動きが進んでいくと考えられます。例えば車の自動走行におきましては、超低遅延のブロードバンドサービスが求められるといった具合に、サービスのニーズに対応したネットワークの構築の在り方、運用の在り方、そうしたものが求められていくだろうということで、ネットワーク仮想化という、ソフトウエアでハードウエア

を制御する技術の活用が進み、物理レイヤと上側のコンテンツ・プラットフォームレイヤ の縦の連携が一層進展するということが考えられております。

また、最近話題になっております5Gにおきましては、電波が飛ぶ距離が今の4Gより 短うございますので、今まで以上に基地局電波と光ファイバーの回線、有線、要する に有線無線の一体的整備が進展することが求められるなど、固定・移動通信市場の融 合ですとか、あるいはこれまで別々にサービスを行っていた事業者間連携といった、 物理レイヤ内の水平連携が進展するといったこともあわせて考えられております。

一番下の、ユーザ・端末のレイヤにおきましては、今御紹介しました5Gですとか、あるいは、モノがつながるIoTといった通信サービスの高度化、それからスライシングサービスといいまして、ネットワーク、ハードウエアを用途ごとに分割して利用するような、そうした新しい技術の導入により、サービス、端末の高度化、多様化が一層進展するということで、利用者の多様なニーズにきめ細かく対応したサービスが求められ、また提供されるというふうに考えられております。これらが、今後2030年を見据えてネットワーク上で起こるであろうことをまとめたものでございます。

こうしたネットワークの変化、動きを踏まえまして、今後、行政としてどういったことに取り組むべきかというのが真ん中から右側のそれぞれの記述でございます。まず、上のコンテンツ・プラットフォームレイヤにおきましては、プラットフォーム事業者の影響力が今後さらに拡大すると想定されることから、海外事業者を含めたプラットフォーム事業者によるサービスを利用者が安心して便利に享受できる環境の確保が求められると考えています。

これらの項目につきましては、それぞれ後ほど各論のところで詳しく具体的に御説明したいと思いますので、一旦概観させていただきたいと思います。

2番目の仮想化レイヤ、物理レイヤにおきましては、インターネットにおける、通信量の飛躍的増加が予測されるとともに、これに伴う設備投資の増大が課題となり、環境変化に対応したネットワーク中立性、これは後で御紹介しますが、こうした考え方が求められてくるだろうということ。

また、3番目ですが、仮想化技術により、ソフトウエアによる柔軟なネットワーク管理が可能となる一方で、これまでは同一の事業者が設備・機能・サービスを全て担っていた、こうした形態が転換して設備・機能・サービスをそれぞれ異なる事業者が担うことが想定されるようになるということで、これに対応した公正競争、あるいは安全・信頼性等の

確保は求められるであろうというのが3番目。

4番目といたしまして、5GやIoTの普及に伴う事業者間連携、あるいは固定・移動市場の融合に対応し、ネットワーク基盤の持続的な高度化を実現するための公正競争等の環境の整備が求められるであろう。

5番目、人口減少や過疎化といった社会構造の変化、それから国民に不可欠な通信サービスの高度化に対応し、必要なサービスを誰もが利用できる基盤が引き続き全国的に確保されること、あるいは提供手段の効率化といったことが求められるであろう。最後、6番目、ユーザ・端末レイヤにおきましては、5G、IoT等の通信の高度化に伴い、通信サービスの内容や契約形態の複雑化などが想定されることを踏まえ、利用者が主体的にサービスを利用でき、また、多様なニーズに合致したサービスを安く適正な条件のもとで安心して利用できる環境の確保が求められるだろう。

これらレイヤごとの方向性をまとめた上で、一番下でございますが、これらの包括的な取組を講じることにより、Society5.0の具現化を図り、地域を含めた我が国の競争力の強化につなげていこうというのが、この包括的検証の現状の目標でございます。

6ページ目をお開きください。以上御説明しましたネットワークビジョンと方向性を踏まえまして、今後の電気通信事業政策の取組を4項目に整理いたしました。

1番目が通信ネットワークにおける仮想化、2番目が他者設備の利用、3番目が市場の融合、4番目がグローバル化の進展。これらの着眼点といいますか、視点に沿いまして、この後、各論につきましての具体的な検討内容について御報告をしたいと思います。

次のページをお開きください。中間答申の構成でいいますと第2部、個別の政策課題でございます。次のページをお願いします。

8ページ目、まず第1章、基盤整備等の在り方。ここでは現在整備されておりますユニバーサルサービス制度の扱い、今後の方向性についてまとめてございます。現在、このユニバーサルサービス制度に関しましては、2つの法律がございます。1つがNTT法、1つが電気通信事業法でございます。NTT法に関しましては、NTT東西の責務として、全国における適切・公平・安定的な電話サービスの提供が義務づけられております。両者の本来業務といたしまして、仮に1社だけが残ったとしても、サービスを提供し続ける、いわゆるラストリゾート事業者として、現在の法令では自ら設置した設備を用いて電話サービスを行うということが義務づけられております。

一方で、電気通信事業法、右側でございますが、この法律におきましては、NTT東西の不採算地域のサービス提供、これに必要な費用の一部を補填するために、ユニバーサルサービス交付金という制度が導入されております。あるいは、利用者利益の保護のための一定のルール、こうしたものが規定されているところでございます。

現状のこうした2つの法律、ユニバーサルサービス制度を踏まえまして、真ん中、2030年を見据えた環境変化でございますけれども、冒頭で御紹介しましたとおり、我が国が人口減、あるいはコンパクトシティ化、人口の偏在が進むということが見据えられることから、質の高いサービスを効率的に提供していく必要があるだろうという、そういう観点。

右側でございますが、サービスの高度化という意味で、Society5.0の時代を見据えて、電話だけではなくてインターネットですとか、モバイルですとか、今後の新しい通信サービスについても、こうした全国で提供される仕組みをつくる必要があるのではないかというもう1つの観点。取組の方向性として2つのことが提言されております。

1つは現在ユニバーサルサービス制度の対象となっております電話サービスを将来にわたって持続可能にするための方策としまして、離島向けの電話サービス等について、NTTが自社で自ら設置した設備を用いるという制度を改め、NTTが無線を利用して、他社設備を利用して電話サービスを提供するということを認めてはどうか。その際、認める場合には、公正競争の環境や、安定的なサービス提供を確保するための、いわゆるセーフガード措置が必要なのではないかというのが①。

それから、もう1つの観点としまして②。将来の話になるかもしれませんが、ブロードバンドサービスを見据えたユニバーサルサービス制度の在り方を、将来的に多角的に検討するということが提言されたところでございます。

9ページをお開きください。第2章から第4章にかけては、モバイルサービス等における公正競争、あるいは消費者保護の在り方として、モバイル市場の競争環境に関する研究会及び消費者保護ルールの検証に関するワーキンググループ、両会合の中間報告をまとめてございます。

真ん中、中段に記載されております、緊急提言というのがございますが、コメ1、ちょっと欄外にございますが、今年の1月に緊急に取りまとめた提言がございます。真ん中に2つの柱、①がシンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現。これは、通信料金と端末代金の分離、あるいは2年縛り・4年縛りといった、行き過ぎた期間拘

束を禁止するといった施策。

②といたしまして、販売代理店の業務の適正性の確保。これは、いわゆる町中に携帯ショップ、キャリアショップというのがございますが、99%は携帯電話事業者の直営ではなくて、販売代理店という別法人が業務を行っておりますけれども、その販売代理店の業務の適正性の確保、そういったことが緊急提言として1月に出されまして、この緊急提言を受けた対応につきましては、電気通信事業法の改正法案を提出、今年の5月に成立に至ったところでございます。

この緊急提言以外の主な取組、方向性としまして、下でございますけれども、4点、1つは事業者間の競争条件の適正化といたしまして、接続料算定の適正性、透明性の向上、音声卸料金の適正性の確保。②といたしまして、携帯電話の中古端末の国内流通の促進。③携帯電話契約の理解促進。④高齢者など保護の強化が必要な利用者への対応、こうしたことが提言されているところでございます。

10ページをお開きください。前のスライドで、緊急提言を受けて改正した法律と申し上げました電気通信事業法の一部を改正する法律でございます。上の枠にございますとおり、5月10日に成立、5月17日に公布されまして、6カ月以内に施行するということで、秋の施行を目標に、現在、施行のための省令改正等の準備事務を行っているところでございます。

内容としては、先ほど申し上げましたとおり、モバイル市場の競争促進、下にありますとおり、通信端末の分離など。真ん中の販売代理店の届出制の導入、3番目の販売代理店等の勧誘適正化などを内容とするものでございます。

11ページをお開きください。第5章、また別の話でございますが、ネットワーク中立性の在り方という議論、ネットワーク中立性に関する研究会の中間報告をまとめたものでございます。ネットワーク中立性といいますのはインターネット上のトラヒックの公平な取扱いを確保すべきという考え方でございます。このための取組といたしまして①から③までの3つのルールの検討、それから4番目として体制整備、この4つが提言としてまとめられております。

1番目が帯域制御と呼ばれるものでございます。これは、矢印が①のところから図に引っ張ってございますけれども、ネットワーク事業者からいろいろな利用者がサービスの提供を受けている。右側の図の横にネットワーク事業者/ISPというのが3つ並んでいますが、その一番右のネットワーク事業者/ISPから下に矢印が2本、太い矢印と点

線の矢印が出ていますけれども、太い矢印はヘビーユーザーを意味しておりまして、 点線の矢印はライトユーザーを意味しております。この帯域制御の考え方というのは、 こうしたヘビーユーザーも使っている、ライトユーザーも使っている、しかし全体としてト ラヒックがひっ迫しているという場合に、どのように帯域を制限することが全体として効 果的・効率的かという議論についての課題検討でございます。

ここでは、左上の枠の上の指のところでございますが、公平制御という考え方を取り 入れてはどうかということが提言されて、その具体的なガイドラインを年内目途に改訂し ましょうということになっております。

公平制御といいますのは、ヘビーユーザーほど厚くといいますか、大きな制限をする。 ライトユーザーとヘビーユーザーを一律に同じ程度に制限してしまうということではなく て、ヘビーユーザーの側から制限をしていくということで、結果的に全体としての公平 を確保しようというような考え方が主流になって、今ガイドラインの策定作業をしている ということが1点目でございます。

2番目が優先制御の在り方というものでございます。今度は図の左側の緑色のUの字をひっくり返したような矢印のところに黒い矢印が引っ張られておりますが、これは例えばということで、電波を使って車の自動制御をするような場面を想定したときに、ネットワーク全体のトラヒックがひっ迫しているからといって、どのような用途のトラヒックであっても一律に制御してしまうということになりますと、例えば車の自動制御が突然制御不能になってしまったりですとか、別の例でいいますと、遠隔医療で何かの手術とか治療とかをしているときに、その通信をトラヒック全体がひっ迫しているから止めてしまうといったようなことになると、生命ですとか身体の安全に大きな支障を及ぼしてしまうということで、トラヒックの内容によってはそれを優先的に取り扱ったりそうでなかったりという区別をする必要があるのではないかというのが優先制御という考え方でございます。

これにつきましても、②の右向きの指の矢印に書いてありますとおり、対象となるサービスですとか、技術的条件などのルールについて合意形成を進めようということが提言されてございます。

3番目は、右上のゼロレーティング、あるいは場合によってはスポンサードデータと呼ばれることがございますけれども、これは真ん中のネットワーク事業者のところに矢印が引いてございます。左側の矢印、緑色の矢印には何も書いてございませんが、右側の点線の矢印には0円というふうに書いてございます。これは、トラヒックの内容、例え

ばいろいろ動画配信サイトでありますとか、いろんなプラットフォームサービスのサイトがございますけれども、そうしたサービスの中で特定のトラヒックのみは使用するデータの量にカウントをしないようにしようというような考え方が、ゼロレーティングあるいはスポンサードデータと呼ばれるもので、これは既に一部の通信事業者によってサービスが提供されております。

こうしたことについて、先ほど申し上げましたネットワーク中立性、インターネット上の公平な取扱いとの関係で、どういったことが許容されるのか、どういったことを制限する必要があるのかといったようなことを、3番目の右向きの矢印ですけれども、新ビジネスの萌芽を摘まぬよう指針を示した上で、解釈指針なるものを年内目途に取りまとめようということが提言されてございます。

以上の①、②、③の3つのルールに関する、全体に関する体制整備ということで、こうした、このネットワーク中立性の議論というのは最近のトラヒックの増加に比してネットワークの状況がひっ迫しているということから来ている課題でございまして、そのひっ迫をできるだけ生じさせないような持続的投資に向けた取組あるいはトラヒックの実効性のある確保の在り方について検討しようということで、ひっ迫対策の促進あるいはモニタリング体制の整備、そうしたことを全体的に扱おうというふうに考えて、提言がされているところでございます。

12ページをお開きください。各論としては最後でございます。第6章プラットフォームサービスに関する課題といたしまして、プラットフォームサービスに関する研究会の中間報告を取りまとめたものでございます。特にこのプラットフォーム研究会では、この図の縦の矢印、グレーの縦の矢印が何本か出ております、利用者情報というものが書かれておりますけれども、プラットフォーム事業者、いわゆるGAFAなどに代表される、プラットフォーム事業者が利用者から取得する大量のデータの活用のメカニズムが利用者から見て分かりづらいのではないかというような指摘がありますところ、通信の秘密ですとか、プライバシーの保護、そういった観点からプラットフォームサービスにおける利用者情報の適切な取扱いの確保について検討してきているものでございます。

具体的な方向性としては4点、1点目が左上でございますが国外事業者に対する規律。現行の我が国の電気通信事業法では、日本国内に拠点を持たずに国内の利用者にサービスを提供する事業者というのは電気通信事業法の規律の対象になっていないところでございますけれども、実態を見ますと、国外に拠点を設けて国内の通信網

を使って国内の利用者にサービスを提供するという形態が増えてきておりますので、 取組の主な方向性の1番目でございますけれども、こうした国外プラットフォーム事業 者に対して、国内通信事業の規定、例えばですけれども、通信の秘密の保護といった、 利用者情報の保護に関わるような規定を域外適用するような法整備を視野に入れて 検討を行うべきではないかといったような議論が1点目。

それから、2点目といたしまして、規律の適用対象の見直し。これは国内、国外問いませんが現行法で言う電気通信サービスとプラットフォームサービスを一体的に提供することが増えてきているということで、現在利用者情報の取扱いについて定めておりますガイドラインの適用対象を電気通信サービスとプラットフォームサービスの一体的な提供にまで広げるべきではないかという議論。

3番目が、①②ともに関係してきますけれども、こうした法規律の執行を確実に担保 するための関係者による共同規制的なアプローチの検討。

4番目が①に関係しますけれども、諸外国の政策との国際的な調和を図るということ。 5番目、最後がこうしたプラットフォームサービスによって提供される、サービスの信頼 性を確保するための方策としてトラストサービスと呼ばれる電子署名ですとか、認証で すとか、そうしたトラストサービスの在り方についての検討、あるいは最近話題になって おりますフェイクニュースなどの対応、自浄メカニズム等の検討を深めようというようなこ とが提言されているところでございます。

最後、13ページ目でございますが、第7章、これは個別の論点というよりは補足的なことでございますけれども、2015年の電気通信事業法の改正法におきまして、法の施行から3年後に施行状況について検討を加えるということになっておりまして、今年がその期限に当たっているということです。この資料に記載しておるような2015年改正法の施行状況と対応ぶりについてまとめたところでございます。

次のページをお開きください。第3部終わりのところ、15ページをお願いします。現在、中間答申の取りまとめに向けた作業を行っておりますけれども、その後、年内に最終答申を目指すということで、それぞれの組織におきまして、残された課題についての具体的な検討を深めていくということにしております。

また、一番下にモニタリング体制の整備とございますけれども、市場の動向ですとか、 技術動向を踏まえた機動的な政策対応を行うために恒常的なモニタリングを行おうと いうことで、その体制整備について現在検討しているところでございます。 一番最後、16ページをお開きください。今後の検討スケジュールでございます。特別委員会で検討体制を強化するということで、真ん中に赤字でWGと書いて、ワーキンググループを3つ設けまして、6月から7月にかけて随時立ち上げたところでございます。

中間答申は、この真ん中の8月に総会から頂く運びにしておりますけれども、その後の検討結果については9月、10月、最後年内12月に再度総会に上げて最終答申としてとりまとめまして、必要な内容については法改正も含めて事務的な検討を進めていこうということでございます。

現在、電気通信事業にまつわる動きにつきまして、ちょっと長くなってしまいましたが、 御紹介させていただきました。以上でございます。

【中山委員長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

どうぞ。

【眞田特別委員】 眞田と申しますけれども、直接ここに明記されていないので今後 のことなのかもしれませんが、最近非常に個人的には大きな話として、基地局を複数 のキャリアが共有するという話が出てきたというふうに認識しております。

その詳細は私は存じ上げないですけれども、今後、仮想化の話と物理的な話が一体化していく、つまり、例えば非常にいい場所に基地局を置きました、それをどのキャリアがどのぐらいの割合で使っていいんですかというような話というのは、あるいは、新興のキャリアがそれを使えるのかというような話は事業者間連携の一部だとは思うんですけれども、大きな問題になってくる可能性はあるのかなというふうに認識しておるんですけれども、そういうような話というのは今後どこかでなされることなんでしょうか。

【山碕事業政策課長】 特に5Gになりますと、今まで以上に稠密に基地局を整備しなければいけないので、共用化のニーズ、インセンティブが事業者側に今まで以上に強くなってくると思われます。行政の側としては昨年の年末ですけれども、インフラシェアリングと、その規定では呼んでおりますけれども、ガイドラインを定めまして、電波法ですとか、電気通信事業法が設備を共用する場合にどういう適用関係になるかという解釈指針を定めました。

行政としての現在のスタンスとしては基本的には共用するかどうか、どのような形で共用するかというのは当該の事業者間の判断といいますか、主体性に委ねるということを基本方針としておりまして、その際に法令上の制限が制約にならないようなという意味でガイドラインを設けたというところでございます。

このガイドラインについては包括的検証とは別に情報通信審議会の中で議論をいただいて定めたところでございますけれども、委員の御指摘のとおり、今ネットワークが融合するという話がございますので、今後必要に応じて最終答申に向けた検討の中で、このインフラシェアについても必要があれば中身を反映させていきたいというように思っております。

【眞田特別委員】 分かりました。ありがとうございました。

【中山委員長】 ほかにはいかがでしょうか。 どうぞ。

【荒川委員長代理】 2030年というと、もう10年以上先で、例えば今から10年前を考えても、例えばスマートフォンが世の中に出だしたとかという大きな技術革新があったのですが、2030年ごろに今では世の中にないけど、新たな技術として生まれそうなものというのは何か見込みがあるのでしょうか。

【山碕事業政策課長】 よく、ICTの進歩の象徴として出てくるのが、昔は固定電話でしたね、ガラケーになりましたね、スマートフォンになりましたね、5Gになりましたねと、端末に象徴されるようなことが多いのですけれども、現状の検討ではそういう新しい目に見えるようなものという意味での将来像というのは、残念ながらちょっとまだ示せておりません。今日御説明申し上げましたが、ネットワークの構造を随分変えるであろうというのはネットワークの仮想化の技術でございまして、いろいろな種類のハードウエアをソフトウエアで管理しようということでございます。どこにあるネットワーク資源でも自由自在に使えて、その時点その時点で一番効率的に使うことができるという、そういう時代が出てくるだろうというふうに思っております。今まで以上に端末ですとか、ハードウエアですとかに縛られないような形でICTを空気とか水のように使える時代というのが来るのではないかということを、おぼろげですけれども想定しながら事務局としては議論を進めております。

【荒川委員長代理】 ありがとうございます。

【中山委員長】 ほかにはいかがですか。

【平沢委員】 細かい点でございますが、ページ9の一番下のところに保護の強化が 必要な利用者への対応等という項目が④でございます。私、弁護士ですので、実は今、 裁判所で裁判手続きのIT化の促進に関してかなり議論がされております。

どんなところが私ども弁護士にとって一番問題かと考えているかというと、もちろん技術的なIT化の促進は当然のことながら、恐らく人口減少、過疎化が進む中で、地方におられる高齢者の方について、高齢者に限らないですけれども、いわゆるIT弱者の場合には説明をつける、それから分かりやすくするという程度では恐らく対応ができないのではないかということを懸念しておりまして、人によるサポートが必要じゃないかということで、弁護士とかの法律的なサポートをする側として何ができるか、何をしなければいけないのか、また弁護士もそんなに多くないので、どうやったらいいのかとかいうところで今悩みを抱えています。

今のそれを思いながら、これを拝見していたのですが、高齢者向け対応マニュアル 説明ツールの活用、それからリテラシー向上に向けた啓発活動の促進、もとより当然 重要なことではございますが、恐らくそれらについていけない人も必ず出てくるのかな。 とすると、説明をするとか、使いやすいものにしていくとかいう使い方の問題ではなくて、 サービス自体がそういう分かりやすいものにしていくことが必要かと考えているのです。 この保護の強化が必要な利用者への対応等について、もう少し具体的にお考えになっていらっしゃるところがあれば教えていただけませんでしょうか。

【山碕事業政策課長】 委員が御指摘のとおり、高齢者に説明を沢山して利用できるようになるということでは必ずしもないと思いますので、サービスとか商品とかそういうものを利用しやすいようにするということも車の両輪に必要だと思います。

この資料上は①ではないところに書いてございますが、例えば、③のところに今回の事業法改正法にあわせまして、契約ですとか料金プランですとか、そうした御自身が利用されている、御自身が加入されているサービスの内容が分かりやすい形で提示されるように、ガイドライン類を改正したりとか、あるいは広告表示ですね、そうしたものも結局利用者のニーズに合っていないような部分的なものが誇張されているような広告表示ですとか、そうしたことが散見される状況にございますので、これは必ずしも高齢者に限られたことではないかもしれませんけれども、サービスですとか契約、あるいは広告の内容が分かりやすく伝わるような仕組みづくりということも高齢者に向けた説明ですとか啓発とあわせてやろうとしているところでございます。こうしたことは行政だけで

はできませんので、事業者ですとか、今回法律の対象になります代理店の皆さんとも 協力・連携しながら進めていきたいと思っております。

私自身、行政に携わっていてお年寄りにどう使っていただくかというのは非常に重要な課題だと思っておりますので、今後も引き続き検討してまいります。御意見、本当にありがとうございます。

【平沢委員】 もう1点、細かいことでお伺いしてもよろしいでしょうか。次の10ページの真ん中のところに販売代理店に届出制度を導入という記載がございます。この販売代理店に届出制度導入をした場合の届出先は、これは総務省の管轄になって、個々の代理店についてどういうふうに届出をするだけではなく、おそらくその後の監督を想定していらっしゃるのだと思いますが、どこが届出を受けて監督しているかというのは、どういうふうになるものなのでしょうか。

【山碕事業政策課長】 法律の条文で言いますと、総務大臣に届け出るということになっておりまして、届出先は、総務省でございますが、総務省に11の地方ブロック機関がございまして、総合通信局などと呼んでおりますが、実務的にはそこに届出を出してもらうということです。届出がなされますと、この10ページの資料でいいますと、例えば右側に勧誘活動を適正化するという規範を今回設けておりますが、仮に届け出られた代理店の勧誘活動が不適正な形で行われたと申告や苦情がありますと、その届出に基づきまして指導であったり、場合によっては業務改善命令をしたりといったような具体的な措置につなげていく、そういう仕組みの一環でございます。

【平沢委員】 分かりました。ありがとうございます。

【中山委員長】 ほかにはいかがですか。 どうぞ。

【青柳特別委員】 御説明ありがとうございました。青柳でございます。12ページの下半分、取組の主な方向性の①、国外のプラットフォーム事業者に対する規律という部分でございますが、ここの部分は具体的にどういった感じで記述の内容をつくるのか、実体的な規定はどうするかということと、もう1つ、エンフォースメントはどういうふうにやると想定されているかということ、何か見通しがあれば教えてください。

【山碕事業政策課長】 今、検討途上でございますので、私の個人的な観測も含みますが、この資料にありますとおり、通信の秘密の保護というのがそもそも検討の端緒になった話でございますので、ここについては適用されるような検討をしていこうという

こと。それから、ほかの事例ですけれども、海外の事業者が提供しているサービスが何らかのアクシデントで止まってしまった場合に、それに関する報告ですとか、いつごろ復旧するかといったような、そうした利用者保護の部分で欠けているところがあるという、別の実態もございまして、通信の秘密の保護以外に例えば安全信頼性の確保といったような規定をこの域外適用の対象にするということも視野に入れてございます。

実体規定の洗い出しとともに、実際に国外事業者にそれをどう執行していくかということについても、これはなかなか実は難しい問題で、他国の例なんかも参考にしながら考えていく必要があると思いますけれども、海外では国外の事業者に対して国内に代理店なり代理人なりを置きなさいという規定を設けて、その代理店なり代理人に対して一義的な施行対象としての位置づけを担わせるということが手法としてはあるものですから、そうしたことも1つの選択肢として考えていこうというふうに考えていますが、ちょっとまだ制度設計の途上でございます。

【青柳特別委員】 ありがとうございます。

【中山委員長】 ほかにはいかがですか。 どうぞ。

【小塚特別委員】 今御質問のあった点に関連するんですけれども、アメリカは通称 CLOUD法と呼ばれる法律で、ICT端末に対して一定の令状等のもとで開示要求を 出すということができるということになっていますが、おっしゃったような日本的な意味の 通信の秘密を域外適用していくと、これと抵触するという可能性もあるのではないかと 私思っています。その意味で、アメリカのCLOUD法は2国間の協定でもってそこを本 国といいますか、側に権限を譲るという規定もありますので、そういう国際交渉の必要 が出てくる場面もあるのではないかと思いますが、そのあたりは視野に入っているのでしょうか。

【山碕事業政策課長】 ここの12ページの資料でも④のところに、国際的な調和という視点を示させていただきました。これは、域外適用の規範をどの程度、どういう規範を置くかということの調和もそうだと思うのです。恐らく、今先生がおっしゃったような具体的な制度と制度の相克といいますか、そこはものすごく沢山、多分実務的にはあると思うので、全てを制度的に事前に調整するということはなかなか難しいのではないかと思います。制度的な調和、事前の調整を図るとともに、具体的なバッティングといいますか、そういうのが起きたときにどうするかという事後的な対策といいますか、処理もあわ

せてそこの国際的な調和の中で整理していく必要があるだろう。法律の中に出てくるのは多分事前の話だけだと思うのですけれども、事後的な調整もあわせてやっていかないと、おっしゃるとおり実施できる制度にならないものですから、そこは留意して検討を進めたいと思っております。

【中山委員長】 よろしゅうございますか。

【小塚特別委員】 はい。

【中山委員長】 ほかにはいかがですか。 どうぞ。

【矢入特別委員】 すみません、12ページの国外事業者に対する規律という話が出てきたのが、おそらくGoogleさんとの通信事故の件だったと思うのですけれども、私、事故の関係の委員をやっていまして、当時のすごくリアルで大変な状況とかよく知っているんですけれども、恐らくここに書かれたような通信の秘密の保護規定とまで言えないようなささいな情報でさえも今開示できていなくて、そういう意味では、まず近々の事故とかの場合だけの連携みたいなふうにもっとボリュームダウンしてというか、軽い感じにして、とにかく早くそれを整備してほしいな、とかいう思いが強くあるのですけれども、そういう可能性というのはどれぐらいあるのでしょうか。

【山碕事業政策課長】 通信の秘密の保護の域外適用も、事故対策の域外適用も同様に現行の法律ではできないことなものですから、法律の改正が必要です。

【矢入特別委員】 そうです。だから、法律の改正のときにこういう秘密の保護規定みたいな感じではなくて、何かもっと簡単に実務的な規定というか、そういう方法というのがないのか。大変そうに見えるのですよね。 すごく大きな話になってしまって。

【山碕事業政策課長】 おっしゃるとおりで、通信の秘密の保護に関して非常に個人の人権にかかわるような論点なので、整理すべき事項があるのですけれども、今の段階では同じ国外事業者に対する域外適用という方向性は一緒なものですから、現時点では両方の規定をあわせて域外適用できるようなことを念頭に置いております。ただ、今後の検討の過程でそれが全部そのまま行くのか、やっぱり急ぐべきだから、事故のほうを優先させるべきじゃないかということになる可能性はないではないですけれども

【矢入特別委員】 なくはないということですか。

【山碕事業政策課長】 はい、今のところは。

【矢入特別委員】 納得いたしました、ありがとうございます。

【山碕事業政策課長】 全体として視野に入れて検討するという方針でおります。

【矢入特別委員】 ありがとうございます。

【中山委員長】 ほかにはいかがですか。よろしゅうございますか。

では、一番高齢者なものですから、代表してなんですけれども、先ほど平沢委員の ほうから説明がありましたけれども、私は少し予習をしてきているので分かるんですけ れど、用語から来るイメージというのは全然やっぱり高齢者にはわからないと思うんで すね。

使い勝手をよくするということもすごく大事なのですが、そういうところもちょっと考えて いただければ。

【山碕事業政策課長】 分かりました。

【中山委員長】 もう1点、競争等についての包括的検証ですので、競争ルール等について、ちょっとずれてしまうかもしれないのですが、震災等の災害があったときに、どういうことになるかという視点はこういうようなものの中には入ってこないのでしょうか。

【山碕事業政策課長】 概要のところにまで入れられませんでしたが、基盤整備、ネットワークをどう構築していくかというときの観点として、災害が起きたときの冗長性ですとか、復旧をどう迅速にやるかとか、そういったことは検討の中では行った上でこうした先ほどのユニバーサルサービス制度の在り方をこうすべきという報告になっておりまして、議論途中の過程では災害の時どうするかとか、強靭なネットワークをどうするかという議論を経た上でこの報告に至っておるところでございます。

【中山委員長】 そうですか。そういう意味では少し安心いたしました。 ほかによろしゅうございますか。

それでは、ほかに特段御質問等がないようですので、質疑を終えたいと思います。 山碕課長には、ほんとうに本日お忙しい中、御丁寧な説明をありがとうございました。 御退席いただいて結構です。

【山碕事業政策課長】 ありがとうございます。

(山碕事業政策課長退室)

# (3) 議題2:諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理制度等について【公開】

【中山委員長】 それでは続きまして、議題2に入ります。

議題2は諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理制度等についてであります。事務局から御説明をお願いしたいと思います。

【瀬島上席調査専門官】 事務局の瀬島と申します。よろしくお願いいたします。

平成30年度に行いました、諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理に 関する調査研究について、簡単に御説明を申し上げます。

1ページ目でございます。昨年、諸外国における情報通信分野の事業者間の紛争処理に関する調査研究を行いました。目的としては、諸外国の体制や、新たな情報通信に関する紛争事案の争点、実績及び事例を調査しまして、我が国の紛争処理や制度設計の検討を行う際の参考にするということで行っております。

文献調査で行いました。対象国・地域としましては、アメリカ、EU、イギリス、フランス、韓国でございます。調査内容は以下のとおりでございます。

次のページを御覧ください。まず、アメリカの紛争処理制度についてでございます。 州際・国際通信における紛争処理でございますが、こちらについては紛争処理機関と しては連邦通信委員会、FCCというところが担当しております。具体的にはFCC執行 局の市場紛争調停部門、MDRDというところが担当しております。

紛争処理制度としましては、通信法に規定がございまして、通信法違反の申立て、 電柱架設に関する紛争というものがございます。手続としましては、共通の手続ですけ れども、事前和解協議であったり、MDRDが同席する調停、そういったものでも紛争 の和解が調わなかった場合は、公式申立という手続きに入りまして、FCCが270日以 内に裁定を下すという手続がございます。

次のページを御覧ください。続きまして、州内通信に係る紛争処理でございます。こちらの紛争処理機関については、各州の公益事業委員会、PSC/PUCというところが担当しております。こちらも通信法に規定がございまして、既存の市内電気通信事業者ILECと新規の市内通信事業者、競争的市内通信事業者といっておりますけれども、CLEC、こちらとの間の相互接続に関する紛争が発生した場合は、通信法252条に基づきまして、各州のPSC/PUCが調停や裁定を担当しております。それ以外にも各州の関連法や規則に基づく紛争の手続があるようでございます。

4ページを御覧ください。最近の主な制度変更としましては、複数の手続を統一したということがあったようでございます。近年の紛争処理件数としては、2018年度に、通信法違反に関するものが3件、電柱架設に関するものについては0件であったようでございます。紛争処理の傾向としましては、この調査研究をお願いしました業者さんいわく、民間団体によるADRが普及しているため、FCCが行う紛争処理が比較的少ないのではないかということでございました。

続きまして、5ページを御覧ください。こちらは具体的な紛争処理事案でございます。 通信法208条に関する紛争として裁定事例でございます。まず1つ目、2016年の携 帯電話ローミングに関する命令でございます。移動体通信事業者WCXというところと、 AT&TMobilityとの紛争になります。WCXは、特定の地域の移動体の免許を持っておりまして、その隣接する地域ではAT&Tが同様のサービスを提供しております。F CC規則では、ネットワークを有する移動体通信事業者には同様な事業者と合理的な条件でローミング協定を締結する義務があるとされているようです。

WCXがAT&Tにローミングを申し込んだところ、断られたということをきっかけに紛争となっております。4つ目のポツで、FCCの解決ですけれども、FCCの判断としましては、AT&Tが提供する地域ではWCXは免許を持っていない。そのため、こちらの規定としてローミング協定を締結する義務はないとしているようでございます。また、条件が不合理であるとの証明もできていないようです。ですので、FCCは両者に再度交渉を行って、その進捗状況を報告するように求めた案件でございます。

続きまして、2017年、CEAサービスに関する命令でございます。こちらはセントラルイコールアクセスサービスというものでございまして、中継交換機を介して長距離通信事業者と市内通信事業者間で電話を接続するサービスでございます。アイオワ州の市内地域事業者、Aureonというところがございますが、こちらとAT&Tとの間のトラブルでございます。

中身についての詳細は割愛させていただきますけれども、最終的にFCCの判断としましては、このCEAサービスは料金表に提示されている方法でちゃんと提供されているということで、AT&Tの主張を退けましたけれども、料金についてはFCC規則違反が認められるということで、AureonにCEAサービス料金の改定を命じたというものでございます。

6ページを御覧ください。電柱架設に関する紛争でございます。FCCのルールとしま

しては、ケーブルテレビ事業者や、新規の市内通信事業者CLECについては電柱架設についての料金を正当かつ合理的なものであるとする要件を課していたのですけれども、同要件を既存の市内電気通信事業者、ILECにも適用させることを2011年5月に決定したようでございます。料金についてはケース・バイ・ケースということのようです。

ILECでありますVerizon Virginia及びVerizon South、Verizonとさせていただきますが、そちらがバージニアの電力会社と長年にわたって電柱架設を行っておりまして、2010年に更新の合意をしました。2011年5月、8月に契約の締結を行いましたが、ちょうど2011年5月に上記の決定があったものですから、Verizonが当該契約は新たな電柱架設に関する決定後に締結されたものであることから、電柱架設料金を正当かつ合理的ということに違反するとして、過払分を返金するようにDominion、電力会社に求めた紛争になっております。

FCCの判断としましては、こちらも新しい決定のもと判断されるべきとしまして、電力会社であるDominionがVerizonに請求にした金額は合理的ではないとして、通信法に違反すると判断しております。

また、電力会社はVerizonには競争的優位性があるとして、高額な料金請求をしていたようですけれども、電力会社のほうが電柱をたくさん持っている、65%の電柱を持っているということで、電力会社のほうに交渉上の優位点があるのではないかと指摘されたようです。

Verizonの主張を認め、過払金の返金を受ける権利があるとFCCが判断した案件で ございます。

7ページを御覧ください。EUの紛争処理制度に移らせていただきます。EU域内の 国際紛争については、EU加盟国の国内規制機関、NRAが担当しております。紛争 処理制度としては欧州電子通信コード指令に記載がございまして、あっせんなどで 4カ月以内に解決できない場合は、国内規制機関は拘束力のある決定を行わなけれ ばならないなどの規定がございます。

8ページを御覧ください。EU域内の国際紛争処理については、欧州電子通信規制者団体、BERECというところが担当しております。こちらも欧州電子通信コード指令に規定がございます。国際紛争に関しましては、国内規制機関は紛争処理を図るためにBERECに意見を求めることができるとされております。BERECはそれを受けまして、

いろいろ検討し意見公表をいたします。国内規制機関はBERECにより採択された意見を最大限に考慮したものとして最終的に国内規制機関が事業者に課す義務を出すということになっているようでございます。

9ページを御覧ください。イギリスの紛争処理制度に移らせていただきます。イギリスの紛争処理については、通信庁Ofcomというところが担当しております。紛争処理制度としましては、通信法に基づく電子通信ネットワークのアクセスや権利などの紛争処理を通信法に基づいて行っております。

それとは別に、2016年通信インフラアクセス規制ということで、電力、ガス、水道などのインフラ事業者との紛争についてもFCCが取り扱うということになっているようでございます。

次のページを御覧ください。10ページでございます。ほかに、ローカルループアンバンドリングに関する紛争ということです。ローカルループアンバンドリングといいますのは、地域通信網、各事業者の局舎から各自宅までに張りめぐらされた通信網、加入者回線ですね、それを設備ごとに細分化、これをアンバンドリングといっておりますが、地域通信網を設備ごとに細分化して、通信事業者各社に開放するというのを促進するという目的でOTA2というところがございまして、OTA2というところは、その紛争についても取り扱っております。

OTA2は仲裁人5名で構成されているようでございます。こちらについては、仲裁人は通信サービス事業者から独立した地位ですけれども、その任命はOfcomが行っておりまして、仲裁人による審決の効力に関しては、当事者は原則としてこれに拘束されるということになっているようでございます。

紛争処理手続きとしましては、LLUに関して協議が合意されるように対話を促進すると、対話でも解決しない場合は審決を行うということになっているようでございます。

11ページを御覧ください。紛争処理件数としまして、Ofcomによる紛争処理件数は、2017年度は0件となっているようでございます。紛争処理事例の傾向と、制度への影響ですけれども、OTA2による紛争処理の対象となるOpenreach、こちらはBTから2017年に独立しております。また、通信網の光ファイバー化を促進する政策を打ち出している関係で、今OTA2というのはメタル回線を対象にしているようでございますけれども、光ファイバーについても対象とするのではないかということでございました。こちらは制度変更が必要なようでございますけれども、そのような検討の可能性も指摘さ

れております。

12ページを御覧ください。紛争処理事例でございます。MVNOがEUローミング指令に基づく代替的ローミングプロバイダー、ARPとなる場合の接続料金等の負担についてということで紛争が起こった事例でございます。こちら、中身はかなり複雑なので、割愛させていただきますけれども、MVNO事業者であるCloud9、こちらはVodafoneが設備提供事業者になっております。Cloud9はEUローミング指令に基づくARPとしてローミングサービスを提供しております。EUローミング指令というのは、EU各地域でローミングの低廉化を目指してさまざまな規制を設けた指令のようでございます。同指令では小売ローミングについては無料で提供、卸売ローミングについては一定の料金キャップに従うべきということで、料金についていろいろ規制をかけているようでございます。

今回問題となったのが、Cloud9がローミングを加入者に提供する際に、小売ローミングサービス及び卸売ローミングサービス料金はCloud9が負担すべきというVodafo neの提案に対して、Cloud9が異議を申し立てたものでございます。

Cloud9は、MVNOですので、実際の設備自体はVodafoneのものを使用しております。VodafoneとCloud9との関係が、EUローミング指令に基づくものに該当するかどうかというものが今回議論になったようでございます。Vodafoneとしては、小売ローミングに関するEU指令はMVNOに設備提供する際の料金は対象外じゃないかということを主張されたようでございます。

本件についてOfcomは、実際には両方ともEU指令に従いまして卸売ローミングについては料金キャップで、小売ローミングについては無料でCloud9に提供すべきということを義務づける最終決定を下した模様でございます。

なお、こちらはEUローミング指令の関係ということで、日本でなかなか同様の事例を 検討するという場合にはちょっと比べるのは難しいのかもしれないです。

13ページを御覧ください。こちらは、BTのイーサネットに関する控訴裁判所における評決に基づく再決定ということでございまして、こちらは、中身は結構古くから紛争があったもののようですけれども、2012年にSky等の5社が不公正な料金設定をしていたとして、BTを相手にOfcomに紛争処理を申し入れた。Ofcomは、一度BTに対して返還金の支払いをすべきというふうに決定を下したのですけれども、利子支払いについてはそのときは不要であると判断した。しかし、各社が競争控訴裁判所CATに返還

額に対する不服申立を行って、CATではOfcomが決定した額を若干修正し、利子の支払いをすべきと命じたという案件でございまして、実際には、それを受けましてOfcomが再度中身を見直して、総額を修正した上で利子も付加して支払うべきと再度決定したという案件でございます。

控訴裁判所でOfcomの決定が覆された案件ということで、事例として載せさせていただいております。

続きまして、14ページを御覧ください。フランスの紛争処理制度でございます。こちらは、フランスの紛争処理機関としてはARCEP、電子通信・郵便規制機関というところが担当しております。紛争処理制度としましては、郵便・電子通信法典に規制がございまして、相互接続・アクセス条件の不一致だけでなく、先ほどお話がありましたけれどもネット中立性なども新たに紛争の対象として加えていることがあるようでございます。簡単ではございますが、15ページを御覧ください。先ほどは一般的な通信事業者同士の紛争ですけれども、15ページ、こちらは市場支配的事業者に関する紛争ということで、通信分野を含む産業界全体の公正競争環境整備をつかさどる機関ということで、競争機関というところが紛争処理を担当しているようでございます。紛争処理制度としては、商法典というところに規制がございまして、市場支配的事業者がその地位を利用し、他事業者に不当な契約条件を強要したケースではARCEPから競争機関に処理を依頼することが可能となっております。最近の制度変更では、先ほど申し上げたようにネット中立性なども加えたようでございます。

16ページを御覧ください。紛争処理件数として、ARCEPに関するものは2017年度 処理件数3件などとなっております。競争機関に関するものは、2018年0件、2019年 1件となっているようでございます。

17ページを御覧ください。こちらは2つありますけれども、両方ともフリー・モバイルという会社が関係しております。フリー・モバイルはフランスの新たな携帯電話会社で、格安をうたって新規参入してきた事業者のようでございます。1つ目は光ファイバーについて、固定通信を提供しているフリーと、携帯電話を提供しているフリー・モバイルが、オレンジを相手に紛争した事案になります。最終的にARCEPはフリー・モバイル等の言い分を認めて、オレンジに対してコストベースの料金の契約プランを求めたという案件でございます。

2つ目、フリー・モバイルがSFRという事業者と基地局の使用料について争った案件

でございます。こちらについてもARCEPは、SFRの基地局の値上げを認めず、従来 どおりの契約継続を求めた案件でございます。

18ページを御覧ください。こちらは広告配信サービス提供における、市場支配力濫用に関する紛争ということで、Google傘下のオンライン広告会社と、電話番号案内事業者Amadeusというところの紛争になっております。

Amadeusのサービスが突然打ち切られたことに対して、競争機関に紛争処理を申し出た案件でございます。競争機関は、Googleが広告配信事業で支配的地位にあって、サービスの打ち切りによってAmadeusが経営危機に陥った事実とGoogleサービス利用者への規約説明が不透明であった可能性を重視し、保全措置を適用したというところでございます。

Googleは競争機関決定の安全保全措置については、適用事例に当たらないとしてパリ控訴院への上訴を2019年2月に実施したようでございます。上訴理由としましては、Amadeusはそもそも契約違反であったというのと、緊急保全措置の適用がAmadeusの経営状態の回復に貢献するわけではないとしたものであるようでございます。パリ控訴院は今年の4月に出した判決としましては基本的にGoogleの主張を認め、Googleが競争機関の指示に応じて従業員の研修、各種マニュアルの見直しを行っているから、保全措置は解除すべきとしたもののようでございます。

続きまして、19ページを御覧ください。韓国の紛争処理制度になります。こちらの紛争処理機関としては、放送通信委員会KCCというところが担当しております。紛争処理制度としましては、裁定とあっせんが書かれておりますが、両方とも同じ申請で手続がなされるようであります。裁定申請が出された後、当事者間の自主的な解決が見込められる場合や、少額の損害賠償についてはあっせんの手続に流れるようでございます。ただ、紛争があっせんでは解決できなかった場合や、あっせんが中断した場合などは裁定手続が行われることになるようでございます。

20ページを御覧ください。最近の主な制度変更ですが事業者間の紛争については あまり変更がなかったようでございます。近年の紛争処理件数としましては、こちらの申 請件数については事業者・利用者間の紛争、両方、合計の申請件数になるのですけ れども、事業者間裁定審決としましては2017年度の1件だけになっております。こちら の1件は、次の21ページを御覧ください。こちらは移動通信サービス卸売提供協定の 不調という案件でございます。通信機器・部品卸売企業のポムコリアという会社が携帯 電話事業者のLGU+と多段階販売、これはいわゆるマルチ商法ですけれども、そういった形で販売員が販売する契約をずっととっていたようですが、この販売手法に問題があるとしまして、LGU+が当該営業を中止したということでございます。その後、ポムコリアではMVNOとして同様のことをしようと卸売協定の要請を行ったのですけれども、LGU+が応じなかったとして、裁定申請が出されたようでございます。KCCの判断として、本件の協定締結拒否は通信事業法の不当行為には当たらないということで、申請人のポムコリアの請求棄却を決定したということでございます。

時間の関係上、非常に簡単でございましたけれども、以上でございます。何か質問 等がございましたら、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【中山委員長】 ありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして、御質問等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

【平沢委員】 1点よろしいでしょうか。

【中山委員長】 どうぞ。

【平沢委員】 アメリカの、4ページ第1章アメリカの紛争処理制度の下のほうに、民間団体によるADRが普及しているため、FCCが行う紛争処理の件数は比較的少ないと考えられるということですが、民間団体による紛争解決の件数は相当多そうでしょうか。つまり、ここに出ていない数値が相当たくさんありそうなものでしょうか。

【瀬島上席調査専門官】 実際にそういった統計が見つかるかどうかを含め、実は今回の調査研究ではそこはちょっと調べられておりませんで、そもそも件数として統計だったものがあるかどうかを含め、よく分からない状況でございます。

【平沢委員】 あと、ほかの国でもこのようなADRがかなり使われているというようなお話はあるのでしょうか。

【瀬島上席調査専門官】 実際調べた国でどのくらいというのはちょっと分からないのですけれども、分かる範囲で調べさせていただきたいと思います。日本も紛争処理の件数が今結構少ない状況でございまして、それは何かというと結構通信ルールがしっかりしてきたのだろう。そちらにより事前規制とか、そういったものがしっかりしてきたのではなかろうかというコメントがなされている国もございますので、ちょっとほかの国についてどういった状況があるか、分かる範囲で見てみたいと思います。よろしいでしょうか。

【平沢委員】 お手数おかけして済みません。

【瀬島上席調査専門官】 もしかしたら、分からないかもしれないんですけれども。申しわけございません。

【中山委員長】 ほかにはいかがですか。

よろしゅうございますか。

どうぞ。

【小塚特別委員】 小塚でございます。2つ御質問したいんですが、1つはイギリスのところで、OTA2という組織の話が出てまいりまして、OTA2についてエグゼクティブメンバー、業務執行企業としてその企業名がずらっと出てきたのですが、そうすると、これは政府の機関というよりはむしろ業界の自主規制機関みたいなそんな感じのものなんでしょうか。

【瀬島上席調査専門官】 一応、仲裁人OTA2のメンバーというのは、Ofcomが任命した5名、こちらは事業者から独立した人という形になっているようでございますが、こちらのエグゼクティブメンバーになることによって、OTA2の紛争を扱ってもらえるといいますか、そういったことになるようでございます。

【小塚特別委員】 むしろ、エグゼクティブメンバーにならないと、紛争解決自体の土 俵に乗れないという、そういうことですか。

【瀬島上席調査専門官】 そうですね。確か、そのようなことだと思います。

【小塚特別委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。それが第1の質問です。 第2の質問は、これはお分かりになるかどうか分かりませんが、韓国の紛争事例を見ていますと、おそらく消費者事例じゃないかと思いますが、非常に数が多いですね、 60件とか。ところが、裁決が出た件数を見ると非常に少ないですね。これは一体どうなっているのであろうか。途中でどこかで和解するのか、それとも未処理でたまってしまっているのか、どちらだろうと想像していたのですが、いかがでしょうか。

【瀬島上席調査専門官】 こちらは、請負をお願いした事業者さんにちょっとお話を聞いたのですけれども、結構いろいろな関係で申請をされているというふうに聞いておりますが、途中でたまっているということではないというふうに聞いております。

【小塚特別委員】 なるほど。

【中山委員長】 よろしゅうございますでしょうか。予算が非常に少ない状況下で、事務局としては精いっぱいの結果だと思いますので、御了解をいただければというふうに思います。

それでは、これで質疑を終えたいと思います。本日はお忙しい中ありがとうございました。

以上で議題は終了となります。傍聴者の皆様は、恐縮ですが、御退室をお願いいたします。

(傍聴者退室)

# (4) 閉会【非公開】

以上